

菊陽町地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書

1 目的

地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援事業等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを再構築する。

2 業務内容

地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）再構築業務。

3 対象データの目安

65歳以上人口	：約 9,565 人（令和 7 年 12 月末）
要支援認定者	：約 460 人（令和 7 年 12 月末）

4 基本要件

- (1) パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。
- (2) 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- (3) 本町の業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- (4) 地域包括支援センター管理システムを再構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (5) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- (6) 受託業者は契約期間中に本町から CSV データ出力を依頼された場合はその都度システム内に蓄積された、利用者基本情報、相談記録、支援経過記録、利用票提供票、アセスメント、ケアプラン、その他提供可能なデータを CSV データとして出力し、保守契約の範囲内でそのデータを依頼日から 1 週間以内に提供すること。

5 システム及びネットワークの構成

- (1) システム

サーバー及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバー型システムとし、役場内に設置するサーバーには、地域包括支援センターの情報を集約する。

(2) ネットワーク

本町が準備するネットワークを利用すること。クライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。

(3) その他

各種設定については、本町と協議の上行うこと。セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

6 機器構成・設置場所・動作環境

(1) 機器構成

新規サーバーおよび周辺機器を設置し、既存クライアント端末 15 台、スタンドアロン形式機器 2 台でシステムが利用できる環境を構築すること。ハードウェア調達の仕様は（別表 1）に記載する。本稼動開始を令和 8 年 9 月 1 日とするため、契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日までにシステム及び機器納入を全て完了し操作研修を実施すること。

(2) 設置場所

サーバー及び周辺機器：菊陽町役場内

クライアント端末：菊陽町介護保険課内

(3) 動作環境

クライアント端末機に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバー、システム利用端末、プリンタ等のセットアップを行うこと。

7 機能要件

- (1) 本町で管理する住民基本台帳情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。
- (2) 総合相談支援業務や権利擁護業務など、多岐にわたる相談内容を一元的に管理し職員間での情報共有がされること。
- (3) 基本情報、支援計画表入力画面については初めてシステムを操作する職員でも簡単に入力できるよう、帳票をイメージした画面構成であること。
- (4) 外字表記に対応すること。
- (5) システム機能要件については、別紙 3_「システム機能要件仕様書」のとおりとする。なお、機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。
- (6) 令和 8 年 12 月（予定）に開始される自治体のデータ連携標準化については、別途契約とする。

8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、対応版ソフトウェア（プログラム）の保守契約内で行うこと。適用作業について

は受託業者側が行うこととし、業務に精通した SE もしくはサポートスタッフが改正内容等の情報提供等を行うこと。

- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）とサービス事業所の間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野の I C T 活用に向けた取組に対応できるシステムであること。

9 基幹システムとの連携

基幹システムが指定するレイアウト及び方式で連携できること。

【基幹システム標準化以前】

- (1)連携情報：住基・宛名情報
- (2)連携方式：府内ネットワークを介したファイル連携
- (3)連携開始：令和 8 年 9 月 1 日

【基幹システム標準化後】

- (1)連携情報：住基・宛名情報、支援措置対象者情報、介護認定情報、被保険者情報
- (2)連携方式：ガバメントクラウドオブジェクトストレージを介したファイル連携
- (3)連携開始：基幹システム標準化に対応に合わせる（令和 8 年 12 月を想定）こと

10 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては菊陽町情報セキュリティ基本方針を遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

(1) システム操作時のセキュリティ対策

- ア ID・パスワードの設定が可能であること。
- イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認がされること。
- ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。
- エ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
- オ 日次 2 世代以上のバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。

(2) ウイルス対策

地域包括支援センターに関するサーバーにはウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を行うこと。

11 データ移行

- (1) データ移行の方法、時期については本町と十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、本町の承認を得ること。
- (2) データ移行に関しては、現行システムから出力したデータを CSV 形式により提供すること

を想定している。本町が提供するデータを、受託業者において変換し、システムに移行すること。なお、下記に記載する項目についてのデータ移行は必須とする。下記以外の項目についての移行範囲は本町と受託業者間で協議し決定する。

■必須データ移行範囲

- ・利用者情報：利用者基本情報（氏名、性別、生年月日等）、介護保険認定情報
- ・事業者情報：事業者基本情報（名称、事業所番号等）、サービス加算情報
- ・アセスメント：利用者基本情報1、利用者基本情報2、基本チェックリスト
- ・ケアプラン：支援計画表、支援経過記録
- ・相談業務：相談内容、集計区分

※家族構成図、週間プランについてはシステム会社により構造が異なるため対象外とする

- (3) データ移行期間の国保連請求については、町から8月提供分の情報を紙又はPDFで受託業者へ提供する。受託業者は、本町からの情報提供を基に、データパンチ等で国保連への請求が可能となるようデータ整備を行い、本町に提供すること。
- (4) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (5) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、本町担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるよう最善の努力をすること。
- (6) 本稼働までに要求機能について実装確認を行い、スムーズに稼働できるようにすること。

12 保守・サポート体制

システムについては、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

- (1) サービス要件
 - ①問い合わせ対応サービス
 - a.本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
 - b.受付方法は、電話及び電子メールとする。
 - c.窓口の対応時間は、原則、平日の午前8時30分から午後5時15分とする。
 - ② システム管理サービス
 - a.本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。
 - b.システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、本町に提出すること。
 - ③ セキュリティサービス
本業務システムを構成するソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラム

の適用等、必要な対策を実施すること。

④ 障害対応サービス

a. 本業務システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関わらず速やかに復旧させること。

b. 本町より障害発生の連絡を受けた場合、速やかに障害復旧作業に着手すること。

⑤ パッケージシステム保守サービス

法制度改正対応ソフトウェア（プログラム）の適用に必要な期間について本町へ提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を実施すること。

12 操作研修

- (1) 地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、本町から依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本町に提供すること。

13 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本町と協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託事業者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- (4) 仕様書の内容について、本町の指示又は設備上、重大な問題が発生した場合は協議の上、変更可能とする。

（別表 1）新規調達の仕様

機器については、次の要件を参考規格とし、提案するシステムが5年間安定稼働できるものとする。サーバー、無停電装置、バックアップ装置の収納ラック（3U）を本町が準備できるものとする。

項目番	カテゴリ	詳細	数量
1	システムサーバー	<p>① ラック型（1U）またはタワー型</p> <p>② OS : WindowsServer®2025Standard</p> <p>③ CPU : Intel®Xeon®</p> <p>④ メモリ : 32GB 以上</p> <p>⑤ 記憶容量 : HDD または SSD300GB 以上×2</p> <p>※RAID1 構成を基準とする</p>	1

		⑥ 当日訪問修理（5年間24時間） ・サーバーモニタは既存コンソールを使用するが、通信KVMケーブルは必要	
2	無停電電源装置	① ラック型（1U）またはタワー型 ② システムを構成するサーバーに対して十分な電源容量を有すること ③ システム構成サーバーのシャットダウン制御が正常に行えること ④ サーバー用の電源管理ソフトウェアと無停電電源装置（UPS）が連動するためのケーブルも付属すること ⑤ 5年間センドバック保証	1
3	バックアップ媒体	記憶容量：500GB以上	1
4	スタンドアロン型PCもしくはタブレット	【PC】 ① ディスプレイ 14インチ以上、フルHD ② OS windows11pro ③ CPU IntelCorei5 ④ メモリ 16GB以上 ⑤ ストレージ SSD256GB以上 【タブレット】 ① 10型以上 ② OS：Android 14以上 ③ ストレージ容量：128GB以上 ※有線LANアダプタを付属すること	2

5	ソフトウェア	地域包括支援センター管理システム 別紙3_システム機能要件仕様書を満たすこと	1
6	ソフトウェア	地域包括支援センター管理システムスタンドアロン型端末用 別紙3_システム機能要件仕様書を満たすこと	1
7	ミドルウェア	システム稼働に必要な接続ミドルウェア及びライセンス（パソコン15台）	15
8	ウイルス対策ソフト	5年間ライセンス（サーバー1台、スタンドアロン端末用2台）	3

※スタンドアロン型PCもしくはタブレットとはオンライン接続を用いず、サーバーまたはクライアント端末から必要なデータのみ連携する方式とする。